

2015.10.1

## PL レポート <2015 No.7>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

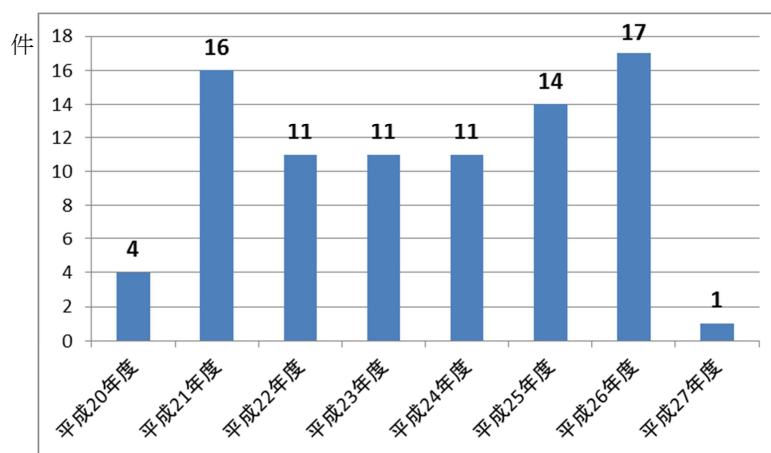
### ○消費者庁が強化ガラス製の鍋蓋の温度変化による破損に対して注意喚起

（2015 年 8 月 26 日 消費者庁）

消費者庁は 8 月 26 日、強化ガラス製鍋蓋が傷や急激な温度変化により突然破損する恐れがあるとして注意を呼びかけた。

消費者庁の「事故情報データベース」には、強化ガラス製の鍋蓋が突然破損した事故情報が本年 7 月末日までに 85 件寄せられている。このうち 11 件は実際にけがを負った事故となっている。消費者庁では平成 24 年 4 月にも強化ガラス製鍋蓋に関する注意喚起を行っているが、それ以降も 46 件の事故情報が寄せられ、件数は増加傾向にあるという。

「事故情報データベース」受付年度別件数



出所：2015 年 8 月 26 日 消費者庁 ニュースリリース

強化ガラス製の鍋蓋の特徴や取扱いについては、一般的に、製品の取扱説明書に記載されているほか、製品自体に付けられる「家庭用品品質表示法に基づく表示」にも記載されているが、強化ガラス製の鍋蓋の一部には、こうした注意表示がない可能性もあるとして、消費者庁は、強化ガラス製の鍋蓋を使用する際に注意すべき点を消費者に呼びかけている。

一方で、消費者庁では、経済協力開発機構（OECD）消費者政策委員会（CCP）製品安全作業部会の「オンライン製品安全プロジェクト」の一環として、オンラインで販売されている強化ガラス製鍋蓋 38 銘柄の注意表示を調査したところ、9 銘柄について、家庭用品品質表示法・雑貨工業品品質表示規程において義務づけられている取扱い上の注意表示が、ラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行われていないとして、当該表示者に対して本年 7 月に指導を行っている。

## ONITE が樹脂製踏み台（折り畳み式）の破損転倒事故の注意喚起

（2015 年 8 月 27 日 製品評価技術基盤機構（NITE） 製品安全センター）

製品評価技術基盤機構（NITE）は、8 月 27 日、樹脂製踏み台（折り畳み式）の破損転倒事故が多発しているとして、注意を呼びかけた。

樹脂製踏み台による事故が、1997 年以降 NITE に 13 件報告されている。このうち 10 件で踏み台の破損が確認され、2 件でリコールが実施されている。

折り畳み式の樹脂製踏み台は、省スペースかつ軽量であることから、屋内外の様々な場面で使用されており、主にホームセンター等で販売されている。

NITE では、本製品の使用方法として、飛び乗りや飛び降り、飛び跳ね等の動的な衝撃力がかかる使い方が考えられることや、いすとしても使用し、立っている位置から腰を下ろす際に、飛び乗りや飛び降りなど同様の衝撃力がかかることが考えられるとし、①EN 規格による耐荷重確認試験、②JIS 規格による耐荷重確認試験、③耐衝撃性試験の 3 つの試験を行ったところ、下表の結果が明らかになった。

|                                 |                                                                     |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ①EN 規格による耐荷重確認試験※ <sup>1</sup>  | 耐荷重表示があった 11 銘柄のうち、3 銘柄が、NITE が EN 規格の解釈で算出した参考値を下回った（1 銘柄耐荷重表示なし）。 |
| ②JIS 規格による耐荷重確認試験※ <sup>2</sup> | すべての製品が 1 回の衝撃負荷で破損した。                                              |
| ③耐衝撃性試験（NITE 試験方法）              | 落下回数 10 回を満足した製品は 12 銘柄中 3 銘柄のみであった。                                |

※<sup>1</sup>：EN 規格（BS EN）規格（英国）14183：Step stools の試験方法を NITE の解釈で算出した参考値との比較を含めた試験

※<sup>2</sup>：JIS S1203：家具—いす及びスツール—強度と耐久性の試験方法

さらに調査 12 銘柄のうち、多くの製品の本体及び取扱説明書に「飛び乗りや飛び降り、飛び跳ね等」に関する記載がないことや、いすとしての使用に関する注意警告表示が調査製品の全てで無いことがわかった。

NITE は製造・輸入事業者及び販売事業者に対し以下の対応を求めている。

- 衝撃力加わるような使い方をしない旨の注意書きを行う。
  - 踏み台に飛び乗ったり、段差解消目的での使用は破損の原因となる旨の表示
  - 破損転倒防止のために必要な注意事項を表示
- 踏み台をいすとして使用しない旨の表示を行う。
  - いすとして使用した場合には破損して負傷することがある旨の表示
- 様々な使用実態を考慮した安全性評価に基づいた表示を行う。

## ○モスフードサービスが自社の食品安全基準を公開

（2015 年 6 月 24 日 同社 HP）

モスバーガーを展開する株式会社モスフードサービスは、6 月 24 日、『モスのコミュニケーションレポート 2015』※を発行した。本レポートは 2004 年 6 月に本レポートの前身である『環境報告書』の第 1 号を発行以来、今年で 12 号目となるもの。

本レポートでは、「食の安心・安全」への関心の高まりを受けて、同社が 2012 年に制定した「モス食品安全基準」の全項目について、それぞれ事例を交えて担当者や取引先企業のコメントと共に紹介されている。

※参照 URL

[http://www.mos.co.jp/company/social\\_activity/pdf/mos\\_csr15\\_all.pdf](http://www.mos.co.jp/company/social_activity/pdf/mos_csr15_all.pdf)

## ○農林水産省が「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会」報告書を踏まえた関係者の取組状況を公表

(2015 年 7 月 17 日 農林水産省)

農林水産省は、7 月 17 日、「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会」報告書（以下、検討会報告書）を踏まえた関係者の取組状況を公表した。本検討会報告書<sup>\*</sup>は 2013 年 12 月末に群馬県の冷凍食品工場で発生した意図的な農薬混入事案を受け、同省が検討会を 2014 年 4 月に設置し、同年 6 月 27 日に取りまとめたもの。

本検討会報告書における提言を踏まえた、同省、食品関係団体、食品事業者における現在の取組状況が纏められている。また、今後の取組方針として、以下の 2 点が挙げられている。

- ・地方自治体及び食品関係団体等が主催する講演会等事業者が集まる様々な場を活用して、検討会報告書の内容のさらなる普及を図る。特に、全体的に取組が遅れている中小の事業者に対して重点的に情報提供を行う。
- ・同省が作成する資料等の中に食品防御や危機管理の考え方を明記するとともに、食品関係団体等にも同様の取組を促すことで、その内容の普及を図る。

※報告書の URL

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/kiki/kentoukai/pdf/01report.pdf>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

## ○オーストラリア：ACCC が消費者からの報告によりサムスン製品のリコール対応を調査

(2015 年 8 月 28 日 ACCC)

ACCC（Australian Competition and Consumer Commission：オーストラリア競争・消費者委員会）のホームページによれば、サムスン社が 2013 年からリコールを実施している洗濯機について、同製品の所有者から、同社はリコール対応として製品の修理を提示しているのみで、交換や返金には応じていない、との訴えが同委員会に寄せられているという。

オーストラリアでは、製品に重大な問題（major problem）があった場合、事業者に対して消費者が、製品代金の返金、代替品との交換、あるいは無償修理のいずれかの手段を選択し、要求できる権利が 2011 年 1 月に施行された消費者法（the Australian Consumer Law）で保障されている。

同委員会はこの訴えについて調査中としているが、同製品に重大な安全上の問題があり、消費者が求める品質を満たしていないのであれば、対象となる製品の所有者には、消費者法で認められた問題解決の方法を選択する権利があると述べている。なお、本製品は、内部に生じた結露が原因で火災が発生するという欠陥が認められている。

## ○欧州委員会が消費者の権利について注意喚起

(2015 年 8 月 24 日 欧州委員会)

欧州委員会は、下記の消費者政策関連情報のウェブサイト上で、域内における製品購入に関して消費者に認められている権利について次のように説明し、消費者による有効な権利行使を促すリリース<sup>\*</sup>を行った。

※ ”Consumers in the EU – You have rights!”

[http://ec.europa.eu/justice/newsroom/consumer-marketing/news/1508024\\_en.htm](http://ec.europa.eu/justice/newsroom/consumer-marketing/news/1508024_en.htm)

- ①通信販売（インターネット、郵便、電話等）において、消費者が契約解除・返品をできる期間が、製品の受取り後 14 日以内にまで延長されたこと<sup>※1</sup>。
- ②EU 指令によって定められた 2 年間の保証期間内に製品に不具合が発生した場合、販売事業者は、

消費者に対して、製品の修理または交換を無償で行わなければならない、また、それらの対応が適切な期間内に実施されない場合、消費者は返金または値引きを要求することができること<sup>※2</sup>。

- ③国外で購入した製品に不具合があった場合、消費者はヨーロッパ少額請求手続きを利用して、返金請求ができること<sup>※3</sup>（デンマークを除くすべての EU 加盟国において、この手続きが可能であり、2000 ユーロ以下の商取引について従来の法廷手続きに代わり、より早く経済的に返金請求ができる）。

※1：詳細は下記参照。

The Directive on Consumer Rights

[http://ec.europa.eu/consumers/consumer\\_rights/rights-contracts/directive/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/consumers/consumer_rights/rights-contracts/directive/index_en.htm)

Consumer Rights: 10 ways the new EU Consumer Rights Directive will give people stronger rights when they shop online

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-11-450\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-11-450_en.htm?locale=en)

※2：詳細は下記参照。

Sales and guarantees

[http://ec.europa.eu/consumers/consumer\\_rights/rights-contracts/sales-guarantee/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/consumers/consumer_rights/rights-contracts/sales-guarantee/index_en.htm)

Guarantees: repairs, replacements, refunds

[http://europa.eu/youreurope/citizens/shopping/shopping-abroad/guarantees/index\\_en.htm](http://europa.eu/youreurope/citizens/shopping/shopping-abroad/guarantees/index_en.htm)

※3：詳細は下記参照。

European small claims procedure

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=URISERV:l16028>

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

#### 食品関連事業者に求められる危機管理体制の構築 ～危機管理の重要性と取組のポイント～

農林水産省は、7月17日、同省や業界団体、事業者における食品防御と危機管理体制整備に対する取組状況について公表しました。これは昨年6月に同省が公表した「食品への意図的な毒物等の異物混入の未然防止等に関する検討会」報告書（以下、報告書）に盛り込まれた「食品事業者においては、各事業者の実情に応じ食品防御や危機管理の取組を進めること」という提言を踏まえ、その後の取組状況を取りまとめたものです。

昨年の報告書および今回の公表においても、農林水産省では、食品関連事業者及び業界団体に対して、危機管理等の取組の促進を推奨しています。これは、食品防御の取組だけでは食品への意図的な毒物等の混入が完全には防げないため、万が一事故が発生した場合、その後の対応を迅速かつ適切に実施するためにも、事故発生前に危機管理の取組を実施しておくことが効果的かつ重要だからです。

危機管理の取組実施に当たって、各社は一般的な危機管理に関する規程やマニュアルの雛形を用意するだけで終わらせるのではなく、自社の実態や体制に即した規程やマニュアルを準備することが重要です。食品関連事業者においては以下のポイントを参考に、適切な危機管理に関する取組を早急に講じることが求められています。

##### □自社の現状評価

- ・自社における既存資料を精査するとともに、実務責任者による会議などを通して、現状の危機管理体制を評価（目指すべき状態と現状とのギャップ分析、課題・問題点の整理）し、優

先順位付けを行い、取組計画を策定する。

□危機管理体制の整備

・危機発生時の連絡体制の構築

初期の情報伝達ルートを決めるとともに、平常時と異なるバイパスルート（経営トップに直接情報が伝わるルート）を確保するなど、危機に対応するための組織や連絡体制を構築する。

・基本ルール策定

各種危機に共通する基本的事項を定めたルールを策定し、危機対応の責任者、役割権限、社内の指揮命令系統などを明確にしておく。

□個別対策の実施

・個別危機対応マニュアルの策定

食中毒や異物混入による製品回収など、事業運営に重大な影響を及ぼす危機を特定した上で、当該危機発生時の対応事項や留意点等を整理したマニュアルを策定する。

・緊急時対応計画の策定

特に食中毒や異物混入発生による回収などの重要リスクについては、緊急時対応計画により、危機発生時の対応組織や参画するメンバーの役割・権限を明確化し、危機発生時のスムーズな意思決定を可能とするよう具体的に定めておく。

□実践力の養成

・役職員への周知徹底

作成した規程やマニュアルを社内勉強会などを通じて役職員に周知徹底し、必要な知識及び実践力を養成する。

・シミュレーショントレーニング

疑似体験型のシミュレーショントレーニングなどを定期的実施し、緊急時対応計画の実効性確保や緊急時の経営判断能力、対応能力を磨いておく。

**米国CPSCとイケア、家具の転倒防止器具を無償で提供することを発表  
～新たな製品リスク低減策となる可能性～**

米国消費者製品安全委員会（CPSC－Consumer Product Safety Commission）と家具販売大手イケア（IKEA）は、2015年7月、共同で補修プログラム（Repair Program）についてリリースし、この中でイケアが米国の消費者に対して、無償で同社のチェストやドレッサー等家具の転倒防止器具を提供することを発表しました※1※2。

※1 CPSC のリリース

IKEA Offers Free Wall Anchoring Repair Kit for Chests and Dressers Due to Tip-over Hazard After Two Children Died

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2015/IKEA-Offers-Free-Wall-Anchoring-Repair-Kit-for-Chests-and-Dressers/>

※2 イケアのリリース

Secure it! creating safer homes together

IMPORTANT SAFETY NOTICE Tip-Over Hazard

IKEA offers free wall-anchoring kit for chests and dressers

[http://www.ikea.com/us/en/tip\\_over\\_campaign/hardware\\_kit/hardware\\_kit.html](http://www.ikea.com/us/en/tip_over_campaign/hardware_kit/hardware_kit.html)

CPSCによると、米国では、家具や大型テレビの転倒事故により24分に1人の割合で子供が負傷し、2週間に1人の子供が亡くなっています。このためCPSCでは2015年6月より、事故防止を目

的として全国的に「Anchor It! (家具を固定しよう!)」キャンペーンを展開しています。

今回のイケアの対応は、同社が販売したチェスト（商品名「MALM」）の転倒により子供が死亡する事故が2件発生したことを受け、消費者による家具の固定を促すための取組であり、CPSCが今回の対応を「リコール」と定義していない点に意義があります。

CPSCは従来、メディアや消費者に製品危険に関する情報が効果的に伝達されることが期待できるとの理由から、「製品に関するあらゆる是正措置はリコールに分類し、その旨表示されるべきである」とし、実際にあらゆる是正措置をリコールとして発表してきました。しかし、業界団体等の中では、自主的な是正措置の全てが必ずしもリコールと分類・表示されるべきでないとの議論が出されてきました。

共同リリースからもわかるとおり、CPSCは今回のイケアによる対応を歓迎しています。製品種類や危険の性質などとの兼ね合いはあるものの、今回のようなリコールには分類されない自主的な是正措置が、今後、製品のリスク低減策の一つとして定着していく可能性もあると考えられます。

CPSCが、今後、今回のような事業者による自主的な是正措置をどのように取り扱い、製品のリスク低減策として普及・定着していくのか、引き続き動向を注視する必要があります。

### インターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」

PL Master  
[製品安全・PL(製造物責任)対策 総合コンサルティングサービス]

株式会社 インターリスク総研  
MS&AD INSURANCE GROUP

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本レポートは、読者の方々に対して企業のPL対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/©株式会社インターリスク総研 2015